

12月20日、関西地本と支社の間で業務委員会が開催しました。その中で12月16日に提示された「新幹線乗務員短区間巡回の廃止及び確保予備体制の見直しについて」再度、組合側から再確認しました。

【組合側委員と会社側委員のやり取り】

組合：前回（16日）の業務委員会の席で出された、「新幹線乗務員短区間巡回の廃止及び確保予備体制の見直しについて」の中で、確保予備体制の見直しについて、再確認する。確保予備体制というのは、従来から使っていない言葉を使っているが何か意味があるのか。これは、予備の勤務に就く者を確保予備というのか。

会社：出面でC予備とか、D予備とか居ますよね。

組合：いわゆる出勤予備のことか。

会社：出勤予備でなく、確保予備のことである。

組合：今まで、確保予備とか使ってない。

会社：いや、日頃からよんでいると思います。

組合：いや、よんでない。

会社：日頃から使ってると思いますけど。

組合：ごまかしたら駄目。

会社：ごまかしてはいないです。

組合：出勤予備、D予備のことを確保予備という。

会社：普段、確保予備のことをC予備とかD予備と言っている。その名称を確保予備とよんでます。

組合：よぶということね。

会社：よぶというか、よんでますが。

組合：嘘言ったらあかん。

組合：そんなことはない。出鱈目を言ったら駄目だ。今までは、C予備、D予備、2予備、4予備、A予備、1予備を出勤予備と表現していた。ちゃんと出退勤時刻も決まっている。

会社：C予備とかD予備。

組合：それを出勤予備という言い方をしていた。これは間違いない。確保予備とはこれまで聞いたことがない。初めて聞く言葉である。

会社：普通に使っている用語ですけど。

組合：何処が使っているのか。

会社：内勤とか普通に確保予備とか使ってますよ。

組合：乗務員とか使っていない。だから、聞きたいのは出勤予備イコール確保予備の位置づけでいいのか。

会社：出勤予備とは。

組合：C予備とかD予備。

会社：出勤予備がC予備、D予備というのは今、よく判らないのですが。確保予備をC予備とかD予備と使ってます。

組合：従来から、C、D、2、4予備のことを出勤予備と使っていなかったことでいいか。確認する。

会社：出勤予備という用語がどの様に使われていたか、私（足立）はよく判らない。ここで言う確保予備のことはC予備とかD予備のことを言っている。

組合：だから、従来使ってない確保予備という言葉である。

会社：従来から、確保予備というフレーズを使っていると聞いていますけど。

組合：誰から、従来から使っていると聞いているのか。

会社：社内でそういう風に聞いていますけど。

組合：こちらは、聞いてないから聞いている。

組合：辻井君、現場に居たから判っているよね。

会社：確保予備とか、待機予備という言い方をしていました。

組合：待機予備。

会社：待機予備は聞きますね。

組合：確保予備と言ってますか。

会社：言ってます。

組合：それは内勤で。

会社：そうですね。まあ、内勤ですかね。正確な名称が何なのか明確には言えないんですけど。

組合：それは、労基則26条に該当する事でいいのか。

会社：何条とか言われてもあれですけど、先ほど言われたC予備とかD予備がですか。

組合：労規則26条ということでもいいな。臨時列車の運転や突発で休んで来た時に待機している予備である。

会社：ちょっとそれは何とも言えないんですが、確保予備とはC予備とかD予備である話しをお伝えした通りである。これ以上、何を確認されたいのか。

組合：確保予備とは初めて聞くから、聞いている。

会社：C予備とかD予備のことです。

組合：乗務員側は、出勤予備と使っているからね。

組合：確保予備と使いだしたから、何か根拠があるのか。

会社：別にないです。急に呼称を代えているとかはない。

組合：出勤予備というのは、どうなの。

会社：ごめんなさい。私は出勤予備とはどういうものか、パッとわからないんですが。

組合：予備担当乗務員のこととは何とよぶのか。

会社：予備担当乗務員とは、どの予備の担当の乗務員のことを指しているんですか。

組合：予備月、交番月があり、予備月にあたる乗務員のことである。

会社：予備月にあたる乗務員の方は、予備月ですね。

組合：イコール、会社がいう確保予備とは違うのか。

会社：ではなく、C予備とかD予備のことである。

組合：今までは、予備担当乗務員のことを予備乗務員とは言わなかったわけ。

会社：予備担当乗務員とか予備乗務員とか、いっぱい出てきてごちゃ混ぜになっているんですが。少なくとも16日に提示した確保予備体制の見直しについて、確保予備に関しては前から会社として使っている用語でありC予備とかD予備という話して

ある。予備月の話は予備月にあたる方かと言う話しはそうではない。

組合：予備担当乗務員は確保予備との位置づけは全然違う予備の方を指しているわけ。

会社：少なくとも確保予備体制の見直しの確保予備は、予備月のうんぬんではない。

組合：でない。

会社：C予備とかD予備のことである。

組合：予備担当乗務員の中から、この確保予備が指定されるわけか。

会社：予備担当乗務員とは予備月にあたる乗務員の方ですか。

組合：予備担当乗務員の中から。

会社：ごめんなさい。パツと判らないですがC予備とかD予備が指定されるかと言うことですか。

組合：こちらが聞いている。

会社：基本はそうですが、乗組みでも何かがあってA予備とかになる場合もある。

組合：要員の話になるが、今まで4名、4名の8名だったのが6名になったと。これは車掌3名、運転士2名の5名でないのか。

組合：基準は、4名、4名の8名ではなく5名、5名の10名ではないのか。その内訳は車掌3名、運転士2名の5名を一運と二運合計で10名が6名になるのではないのか。8名でいいか。

会社：8名ではないか。C、D、2、4の一日単位で見ると。

組合：裁判の中で、出勤予備の基準として車掌3名、運転士2名を設けていると主張しているが。

会社：基準が10名と何処で示したものなのか。

組合：会社の準備書面の中で明らかにしている。

会社：基準は、C予備、D予備、2予備、4予備である。

組合：基準には1予備とかA予備は入らないのか。

会社：基準には入らない。

組合：基準が4名、4名というならいいのだが、この主張が間違いである。

会社：主張がよく判らないが、元々8名でまわしていた部分を6名にするという話しである。

組合：会社の主張は、第一で5名、第二で5名という主張である。

会社：裁判の主張はよくわからないが、8名でまわしていたところを6名にするということである。

組合：だから、我々は裁判の中で10名と会社が主張しているからそれは知らない。ただ、確認として8名で間違いなのか確認している。

会社：8名で間違いはない。

組合：8名であることを確認する。

以上